

入院患者様に新型コロナウイルスの 感染が確認された場合の対応について

患者様、ご家族、関係者様

記

日頃より、当院の診療にご協力を頂き誠にありがとうございます。
昨今の新型コロナウイルスの感染拡大は、専門的な感染対策が困難な精神科単科病院にとり、
大変な脅威となっております。

万が一、入院患者様が新型コロナウイルスに感染した場合は、専門の医療機関へ転院治療
のお願いをせざるを得ません。しかし、神奈川県内全体の医療体制がひっ迫している現状で
は、転院調整が難しく当院で経過観察を継続する可能性が高いと考えられます。同時に、同
じ病棟の周囲の患者様に感染を拡大させず、クラスターを発生させないよう厳重な対策を講
じなければなりません。

そこで当院では、令和3年2月1日（月）より、入院患者様に新型コロナウイルスの感
染が確認された場合、以下のように対応させて頂くことといたしましたのでお知らせ申し上
げます。

- ①、戸塚福祉保健センター 福祉保健課への感染者確認の連絡と転院調整の依頼
- ②、「感染が確認された患者様」への「経過観察の強化」と「行動範囲の制限」
- ③、感染が確認された患者様と「同室の患者様」への「経過観察の強化」と「行動範囲の制限」

万が一、患者様が新型コロナウイルスに感染したことが確認された場合には、患者様、ご家
族様へのご説明を医師より行います。その上で、上記①～③につき、ご理解とご協力を強く
お願いすることになります。新型コロナウイルス感染の早期発見・対応、感染拡大防止のた
め、皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

令和3年1月末日
横浜舞岡病院 院長 加瀬昭彦